7　「ばら積み貨物船の隔壁及び二重底強度基準」とは、千九百九十七年十一月二十七日に千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の締約政府会議の決議四によって採択された「二の最前部貨物倉間の横置水密垂直波形隔壁の寸法の評価及び最前部貨物倉の許容積付評価のための基準」（附属書第一章以外の附属書に適用される改正手続に関する条約第八条の規定に従つて採択され、かつ、効力を生ずる国際海事機関による改正を含む。）をいう。

8　「建造されたばら積み貨物船」とは、キールが据え付けられるばら積み貨物船又はこれと同様の建造段階にあるばら積み貨物船をいう。

9　「同様の建造段階」とは、次の.1及び.2に定める要件を満たす段階をいう。

.1　特定の船舶に係るものと特定することができる建造が開始されたこと。

.2　すべての建造材料の少なくとも五十トン又はすべての建造材料の見積質量の少なくとも一パーセントのうちいずれか少ないものによって船舶の組立てが開始されたこと。

10　「ばら積み貨物船の幅（B）」とは、現行の満載喫水線に関する国際条約に定義する幅をいう。

第二規則　適用

ばら積み貨物船は、他の章の規定に加え、この章の規定に適合するものとする。

第三規則　実施期日

この章の第四規則又は第六規則の規定を適用する千九百九十九年七月一日前に建造されたばら積み貨物船は、第十一―一章第二規則の規定によつて要求される強化された検査計画に関し、次の期日に従いこの章の第四規則又は第六規則の規定に適合するものとする。

.1　千九百九十九年七月一日の時点で船齢二十年以上のばら積み貨物船については、千九百九十九年七月一日後最初に行う中間検査又は定期検査のいずれか先に行う検査の日まで

.2　千九百九十九年七月一日の時点で船齢十五年以上二十年未満のばら積み貨物船については、千九百九十九年七月一日後最初に行う定期検査の日まで。ただし、二千二年七月一日よりも後であつてはならない。

.3　千九百九十九年七月一日の時点で船齢十五年未満のばら積み貨物船については、当該船舶が船齢十五年に達した日の後最初に行う定期検査の日まで。ただし、当該船舶が船齢十七年に達する日よりも後であつてはならない。

第四規則　ばら積み貨物船に適用する損傷時復原性の要件

1　比重千キログラム毎立方メートル以上の固体ばら積み貨物を運送するために設計された単船側外板構造の長さ百五十メートル以上のばら積み貨物船であつて、千九百九十九年七月一日以後に建造されたものは、夏期満載喫水線まで積載した場合に、あらゆる積載状態においていずれの一の貨物倉の浸水にも耐え、4に規定する満足すべき平衡状態で浮かんでいることができなければならない。

2　比重千キログラム毎立方メートル以上の固体ばら積み貨物を運送するために設計された二重船側外板構造（指定された夏期満載喫水線で船側から船体中心線に対し直角に測つてB／5メートル又は十一・五メートルのいずれか小さい方の値の範囲内に縦通隔壁のいかなる部分も位置する構造）の長さ百五十メートル以上のばら積み貨物船であつて、二千六年七月一日以後に建造されたものは、夏期満載喫水線まで積載した場合に、あらゆる積載状態においていずれの一の貨物倉の浸水に耐え、4に規定する満足すべき平衡状態で浮かんでいることができなければならない。

3　比重千七百八十キログラム毎立方メートル以上の固体ばら積み貨物を運送する単船側外板構造の長さ百五十メートル以上のばら積み貨物船であつて、千九百九十九年七月一日前に建造されたものは、夏期満載喫水線まで積載した場合に、あらゆる積載状態において最前部の貨物倉の浸水に耐え、4に規定する満足すべき平衡状態で浮かんでいることができなければならない。この要件は、第三規則に規定する実施期日に従つて適用されなければならない。

4　7の規定に従うことを条件として、浸水後の平衡状態は、決議A五一四（一三）によつて改正された決議A三二〇（Ⅸ）の附属書（千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約第二十七規則と同等な規則）に定める平衡状態を満たすものでなければならない。仮定する浸水は、このような浸水の状態における船舶の外側の水面までの貨物倉の浸水を考慮するものであれば足りる。積載されている貨物倉の浸水率は〇・九と仮定し、空の貨物倉の浸水率は〇・九五と仮定する。ただし、貨物によつて占められた浸水した貨物倉の容積のために特定の貨物に関する浸水率が仮定され、当該貨物倉の残余の空の容積のために〇・九五の浸水率が仮定される場合は、この限りでない。

5　千九百九十九年七月一日前に建造されたばら積み貨物船であつて、千九百六十六年四月五日に採択された千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約第二十七規則7に定めるところにより小さいフリーボードを指定されたものは、3の規定に適合しているとみなすことができる。

6　決議A三二〇（Ⅸ）によつて採択され、決議A五一四（一三）によつて改正された、千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約第二十七規則と同等な規則の8に定めるところにより小さいフリーボードを指定されたばら積み貨物船は、適宜1又は2の規定に適合しているものとみなすことができる。

7　千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約に関する千九百八十八年の議定書の附属書B第二十七規則8に定めるところにより小さいフリーボードを指定されたばら積み貨物船については、浸水後の平衡状態は、同議定書の関連規定を満たすものでなければならない。

第五規則　ばら積み貨物船の構造強度

1　比重千キログラム毎立方メートル以上の固体ばら積み貨物を運送するために設計された単船側外板構造の長さ百五十メートル以上のばら積み貨物船であつて、千九百九十九年七月一日以後に建造されたものは、貨物倉内に水が存在することにより生ずる動的影響も考慮し、また、国際海事機関が採択した勧告を考慮し、すべての積載状態及びバラスト状態においていずれの一の貨物倉の浸水（このような浸水の状態における船舶の外側の水面までの浸水）にも耐えるために十分な強度を有するものでなければならない。

2　比重千キログラム毎立方メートル以上の固体ばら積み貨物を運送するために設計された二重船側外板構造（指定された夏期満載喫水線で船側から船体中心線に対し直角に測つてB／5メートル又は十一・五メートルのいずれか小さい方の値の範囲内に縦通隔壁のいかなる部分も位置する構造）の長さ百五十メートル以上のばら積み貨物船であつて、二千六年七月一日以後に建造されたものは、1に定める構造の強度に関する規定に適合するものとする。

第六規則　ばら積み貨物船の構造その他の要件

1　比重千七百八十キログラム毎立方メートル以上の固体ばら積み貨物を運送する単船側外板構造の長さ百五十メートル以上のばら積み貨物船であつて千九百九十九年七月一日前に建造されたものは、この章の第三規則に定める実施期日に従い、この第六規則の要件に適合しなければならない。

.1　二の最前部貨物倉間の横置水密隔壁及び最前部貨物倉の二重底は、ばら積み貨物船の隔壁及び二重底の強度基準に従い、貨物倉内に水が存在することにより生ずる動的影響も考慮し、最前部貨物倉の浸水に耐えるために十分な強度を有するものでなければならない。この第六規則の規定の適用上、ばら積み貨物船の隔壁及び二重底の強度基準は、義務的なものとして取り扱う。

.2　横置水密隔壁又は二重底の強度を1.1に定める要件に適合させるための必要性及び範囲を検討するに当たり、次の制限を考慮することができる。

1.2.1　貨物倉間の総貨物重量の配分に関する制限

1.2.2　最大載貨重量に関する制限

1.2.1及び1.2.2に規定する制限のうちいずれか又は双方の制限を用いるばら積み貨物船は、当該船舶が比重千七百八十キログラム毎立方メートル以上の固体ばら積み貨物を運送する場合には、これらの制限に適合するものでなければならない。

.3　1.1に定める要件を満たすために1.2.1及び1.2.2に規定する制限のうちいずれか又は双方の制限を用いるばら積み貨物船は、当該船舶が比重千七百八十キログラム毎立方メートル以上の固体ばら積み貨物を運送する場合には、これらの制限に適合するものでなければならない。